

令和3年度渋谷区ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項

1 目的

ふるさと納税制度により本区へ寄附を行った区外在住者に対して、お礼の意味を込めた商品やサービスを進呈することにより、本区の魅力発信、産業振興、観光促進の充実に図るため、寄附者への返礼品提供事業者を募集する。

2 応募事業者の要件

登録できる事業者は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 各種法規則、条例に沿った生産・製造・販売を行っていること。
- (2) 原則として、本社、支店、事業所、工場又は店舗等が区内にある法人・団体であること。
- (3) 税の滞納がないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する営業又はこれらに類する営業ではないこと。
- (5) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立をしていないこと。
- (6) 渋谷区暴力団排除条例(平成23年11月1日条例第23号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (7) インターネット及び電子メールを使用できる環境を有していること。

3 返戻品について

(1) 採用要件

返戻品は、原則として次に掲げるすべての要件を満たすものとする。なお、詳細な要件については、平成31年4月1日付け総務省告示第179号の第5条の総務大臣が定める基準に該当するものとする。

- ① 渋谷区の魅力を発信し、交流人口の拡大や地域産業の振興につながる要素をもつ商品等であること。
- ② 区内で生産、製造若しくは加工されているもの、主要な部分に区内の原材料を使用しているもの、又は、区内で提供されるサービスのいずれかに該当すること。
- ③ 品質及数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは取扱うものとする。
- ④ 飲食物の場合は、寄附者に到着後一定期間の消費期限又は賞味期限を有しているものであること。
- ⑤ 役務の提供については、一定の利用期間を設けること。

- ⑥ イベント等への参加権利については、当該イベント中止時の寄附の取扱い等についてあらかじめ区と協議を行うこと。
 - ⑦ エステ及びそれに類するもの、マッサージ及びそれに類する返礼品でないこと。
 - ⑧ 平成 29 年 4 月 1 日付け総務市第 28 号総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」により通知された、次に掲げるような「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」に該当しないこと。
 - ・金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー、各種ポイント、マイル、通信料等）
 - ・資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）
- (2) 返礼品の転売対策
- 施設利用券等のチケットを発券する場合は、転売対策の措置を講ずること。
- (3) 返礼品の価格及び必要寄附額
- 返礼品の提供価格は、サービス料、諸税、梱包費用、その他事務経費を含むものとし、送料は原則区が負担する。
- また、区は、提供価格を基に必要寄附額を定める。
- (4) 返礼品の再送
- クレーム等により商品の回収及び再配送を行った場合の費用負担については、返礼品提供事業者の負担とする。ただし、寄付者都合により再配送を行った場合は、再配送に要した送料については原則半額を区が負担する。また、消費期限等の問題で新たな返品を送付する場合は、区と事前に協議があった場合についてのみ、その費用を区が負担する。
- (5) その他
- ① 区は、返礼品の画像、商品名、事業者名などをふるさと納税ポータルサイトに掲載する。また、区が広報活動を行う中で、雑誌や新聞、テレビ等に情報や画像を提供できるものとする。
 - ② 返礼品提供事業者は、商品の発送に当たって、自社の商品のカタログ、チラシ等を同梱して発送することができる。
 - ③ 返礼品提供事業者は、渋谷区ふるさと納税の返礼品に選ばれていることを店頭やホームページ等で PR することができる。

4 応募方法

(1) 受付期間

令和 3 年 1 2 月末日まで

(2) 提出書類

- ① 渋谷区ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書（様式 1）

- ② 返礼品提案書（様式2）
- ③ 誓約書（様式3）
- ④ 事業者概要、パンフレット等、事業者の活動内容が分かる資料

(3) 提出方法

「10 申込先・問い合わせ先」まで郵送又はE-mailによる。

メールにて提出する場合は、様式1及び様式3、事業者概要等については、PDFデータに変換し提出すること。また、事業者概要について、ホームページ等で確認できる場合については、そのアドレスを提出時のメールにて通知することで、提出を省略することができる。

なお、データ容量が6MB以上となる場合は、E-mailにより受領ができないため、事前に提出方法について担当と協議すること。

5 結果の通知について

申込内容等から総合的に判断して、協力事業者・返礼品等を決定し、その結果を区から申込者へ通知する。

6 登録の変更及び廃止について

協力事業者の登録内容の変更、返礼品の追加、変更及び取消をする場合は、「渋谷区ふるさと納税登録内容変更申請書」（様式4）に、必要事項を記入して提出すること。

7 登録の有効期限

登録事業者の登録有効期限は、認定された年度の年度末までとする。有効期限以降も引き続き登録を希望する場合は、有効期限満了までに「渋谷区ふるさと納税返礼品登録事業者継続申請書」（様式5）により行うものとし、誓約書（様式3）も併せて提出すること。

有効期限内に申請がない場合については、失効するものとする。

8 ふるさと納税業務の事務委託について

効率的な運営、安心安全に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適性管理、寄附者からの問い合わせ対応に万全を期すため、ふるさと納税業務の一部を下記事業者に業務委託している。返礼品が採用となった場合には、区が指定する委託事業者と返礼品の供給に係る契約を取り交わすこと。

9 その他留意事項

- (1) 個人情報の取り扱いについては、渋谷区個人情報保護条例（平成元年9月25日

条例第40号)及び関係法令を遵守すること。

- (2) 審査の結果、登録となった場合であっても、応募要件や返品品の基準等を満たしていないことが判明した場合や、返礼品としての取り扱いに支障がある事由が生じた場合は、返礼品としての取り扱いを終了することがある。
- (3) 返礼品の品質等に関する苦情や補償に関しては、区は一切責任を負わない。事業者が真摯に対応して解決に努めること。また、内容について委託事業者を通じて速やかに区に報告すること。
- (4) 返礼品提供事業者は、返礼品の決定後に区が契約する委託事業者よりポータルサイト掲載等のために必要とする書類や画像等の提供依頼があった場合、別途委託事業者に提出すること。
- (5) 本要項に定めのない事項並びに本要項に疑義が生じた場合は、渋谷区総務部総務課と協議のうえ解決するものとする。

10 申込先・問い合わせ先

渋谷区総務部総務課ふるさと納税担当主査

住所：〒150-8010 東京都渋谷区宇田川町1番1号

電話：03-3463-2463

Eメール：sec-furusato@shibuya.tokyo